

南箕輪村議会基本条例検証結果について

令和6年2月 南箕輪村議会

南箕輪村議会は、平成25年に制定した議会基本条例の検証を二年に一度行っています。村民の負託にこたえるべく、10人の議員全員が項目ごとに4段階の評価を行い、同時に課題に対する今後の取り組み方法をあげて、議会活動への決意を新たにしました。

評価一覧として、評価した点数を平均化したものを以下の表にまとめ、それぞれの評価の人数、評価が低かった条文の主な課題と今後の取り組みを一覧にした表を議会ホームページに掲載しています。

これらの結果を踏まえて議会活動活性化への取り組みを検討し、次回検証においてより良い評価につながるよう努力してまいります。

評価一覧（議員が評価した点数の合計を評価人数で平均化したもの）

		今回	前回(R4年)
第1条（目的）	議会活動の基本原則をうたう	B	B
第2条（議員の政治倫理）	良心と責任感をうたう	B	B
第3条（議員の責務）	議員としての役割を果たしているか	B	B
第4条（議員の活動原則）	研修会等への参加、自己啓発など	A	B
2	村民へのわかりやすい説明を行っているか	B	C
3	言論の場として、議員間の自由な討議を行っているか	B	B
第5条（議会の責務）	二元代表制のもと、政策提言や立案	B	B
2	行政の事務執行に対する監視	B	B
3	事務執行の公平性・効率性の審査・評価	B	B
第6条（議会の活動原則）	村民の意思・意見を村政に反映	B	B
2	村民が議会の催す活動へ参加する機会をつくる	B	B
新3	資質向上と議会活動活性化のための研修会開催	B	—
4	他自治体との交流と連携推進	B	C
新5	オンライン会議の活用推進	B	—
第7条（村民との連携）	村民との意見交換の場を設ける	B	B
2	請願、陳情などを政策提案ととらえ、誠実に処理する	A	B
第8条（情報公開）	議会だより、ホームページなどで情報発信	B	B
新9条（議会事務局の機能強化）	議会事務局の機能強化に努める	B	—
第10条（村長などの関係）	執行機関と緊張関係を保持	B	B
2	執行機関に説明、資料の提示を求める	B	B
第11条（村長などの反問権）	議員の質疑・質問に反問できる	B	B
第12条（検証と見直し）	この条例を常に検証	A	B
2	検証の結果、必要な場合は条例を見直し	A	B

A：概ねできている。（4点） B：ある程度できている。（3点）

C：あまりできていない。（2点） D：まったくできていない。（1点）

※新となっているものは、R4年の検証後の見直しで新たに加えた条文